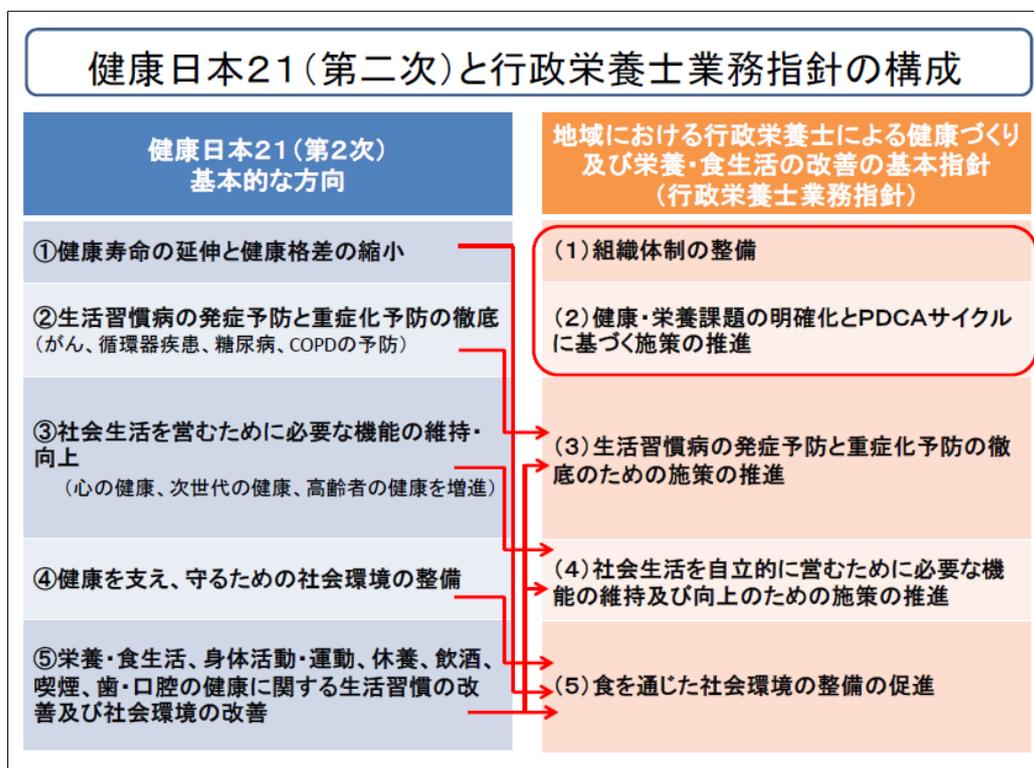


地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について

1. 行政栄養士業務指針

平成 25 年度から開始した健康日本 21（第二次）の推進に当たり、行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の一層の推進が図られるよう、平成 25 年 3 月 29 日付けで「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（健康局長通知）を通知し、同日付けで「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」（健康局がん対策・健康増進課長通知）を新たに示した。

参考：「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」（平成 20 年 10 月 10 日付け健発第 1010003 号健康局長通知）を改正



2. 行政栄養士業務指針を実践するための資料集

「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」を実践するための資料集を平成 25 年 4 月に作成し、各自治体に情報提供することにより、行政栄養士による成果のみえる効果的な取組の推進を図っている。

3. 特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援

行政栄養士の業務指針改正の一環として、健康増進法に基づき実施されている特定給食施設の栄養管理に関して、平成 25 年 3 月 29 日付け「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について」（健康局がん対策・健康増進課長通知）において、健康日本 2 1（第二次）の特定給食施設に係る目標の評価基準を示し、健康増進を目的とする施設に対して肥満及びやせに該当する者の割合の変化の状況を評価に加えることとした。

参考：「健康増進法等の施行について（特定給食施設関係）」（平成 15 年 4 月 30 日付け健習発第 0430001 号総務課生活習慣病対策室長通知）を改正

<参考>健康日本 2 1（第二次）の特定給食施設に係る目標項目

目標項目	利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加
現状	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成 22 年度)
目標	80% (平成 34 年度)
データソース	厚生労働省「衛生行政報告例」